

グリゴーリイ・カルポヴィチ・コトシーヒン『アレクセイ・ミハイロヴィチ帝治下のロシアについて』：試訳と註(8)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2008-01-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松木, 栄三 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00000420

グリゴリー・カルポヴィチ・コトシーヒン
『アレクセイ・ミハイロヴィチ帝治下のロシアについて』*
— 試訳と註 (8) —

松 木 栄 三

第八章

ロシア・ツァーリ帝国支配下にある旧帝国、国、地方、都市
の統治について。ならびにこれら諸国の総督^{ヴォエヴォダ}注1について

1. 大ノヴゴロド国、カザン帝国、アストラハン帝国、シベリア帝国、プスコフ国、スモレンスク公国、ポロツク公国などの国々の第一の都市には貴族ならびに宮廷官が総督^{ヴォエヴォダ}として派遣され、補佐官として貴族には宮廷官ないし大膳職と書記官が、宮廷官には大膳職と書記官が一緒に派遣される。附属都市や郡^{フリゴロド、ウエズド}注2を含めたこれらの国のあらゆる国家的ならびに地方的な問題を統轄し支配するのは総督^{ヴォエヴォダ}であるが、それはモスクワにおいて貴族とドゥーマ会議官が諸官署を統轄しているのとまったく同様である。総督はあらゆる国家的問題や地方的問題を管轄し、自ら処理し決定しうる案件に関してはツァーリの裁許を求めることなく軍務官署からの訓令書^{ナカース}注3と『会議法典』の規定に従って命令を下す。しかし何らかの理由で決定できない重要問題あるいは論争問題がある場合、総督はその処理に関する指示を求めてモスクワのツァーリのもとに書簡を書き送るのであって、ツァーリの指示なしにそうした重大問題を敢えて処理したり決定したりはしない。

強盗、窃盗その他の悪事を働く犯罪者に関する総督の命令はモスクワでの場合と同様である。しかし罪人が誰でどのような罪であるかを問わず、ツァーリの指示とツァーリへの報告なしに犯罪者を死刑に処してはならないとされてお

* このテキストの翻訳は月一度の研究会に参加する人々のもとで行われている。研究会に参加しているのは池本今日子、井内敏夫、小野寺利行、岸慎一郎、草野佳矢子、田辺三千広、豊川浩一、中沢淳夫、中村喜和、坂内徳明、松木栄三、丸山由紀子、三浦清美の諸氏である。但し本稿に関する訳文の決定および註の内容については松木が責任を負っている。

り、敢えて処刑を敢行する者はいない。ただしこの規則の適用はシベリア、アストラハン、テレクについては除外される。これらの地方の都市からモスクワのツァーリ宛てに送られる書簡も、さまざまな問題についての照会に応じてツァーリから送られる命令も、到着までに少なからぬ時間を要するからである。従ってこれら遠隔地の都市においては、犯罪者が中位以下の身分のロシア人、タタール人、チュバシ人、チェレミス人であるならば、総督はツァーリの命令なしに死刑に処することが許されている。しかし犯罪者が士族、ムルザ^{注4}、公、高位高官である場合にはツァーリの命令なしに死刑に処することはできない。もしそうした人々を死刑にした場合、総督は誰をどのような理由でどのように死刑にしたのかを説明する書簡をモスクワに書き送らねばならない。

2. 司法権、行政権、税制が上記の諸々の国や大都市の管轄下におかれている地方都市にはモスクワから士族や小士族のものが総督として派遣され、さらにその附属都市には当該の地方都市総督のもとから派遣される。附属都市に送られる総督は、貴族ならびに地方都市の総督から与えられる訓令書に従って問題に対処し、あらゆる問題についての照会や報告はモスクワではなく上級総督に向けて行うことになっている。上級総督はこれらの照会に対して自分で決定できる問題であれば附属都市の総督に自ら命令を与えるが、問題が自分の手に余る場合はモスクワのツァーリに照会の手紙を送る^{注5}。

3. その他の大都市および中都市には大膳職や士族が総督、[補佐官には]書記官ないし書記官に代わる書記官補が配置され、地方都市における問題はすべて訓令書ならび『会議法典』に従って処理するよう命じられている。しかし彼らが担当し処理することが許されていない重大な案件については、いかなる問題であれモスクワに照会しなければならない。総督と書記官が配置されている大都市においては、士族、小士族、あらゆる位階の勤務者、ポサード民および農民が係争の当事者になっており、かつその係争金額が100ルーブリ、500ルーブリ、1,000ルーブリあるいは10,000ルーブリなどの債務契約に関する訴訟であれば、彼ら総督と書記官が裁判を担当することになる。しかし総督だけが勤務しているか、書記官補の補佐はあっても書記官がないその他の地方都市においては、金額が10ルーブリないし20ルーブリまでの債務訴訟については彼らが裁判を担当することが許されるが、20ルーブリを超える訴訟に関して当事者が誰であれ、裁判を行うことが出来ない。もし総督ないし官署役人が20ルーブリ以上の債務に関わる裁判を行った場合、その裁判は無効とされ、裁判官にはツァーリからの罰金が科せられる。また中都市や小都市の在住者はいかなる

位階の者も、多額の金銭に関わる訴訟についてはモスクワに来て、訴訟相手が登録されている管轄官署に訴えなくてはならない。また最も大きな規模の都市においては1,000ルーブリとか10,000ルーブリといった多額の金額に関わる訴訟でも裁判が行われるが、裁判担当者はツァーリの指示なしに自分だけで敢えて一方の敗訴を決することはない。

4. 地方都市の総督である貴族や官署役人にさまざまな問題で命令^{ウカーズ}が送付される場合、その文書の書式は以下のものである。「ツァーリにして大公、ならびに大ロシア、小ロシア、白ロシア全土の専制君主^{サモージェツ} ^{注6}たるアレクセイ・ミハイロヴィチより……余の貴族にして総督たるヤコフ・クゼネトヴィチ・チェルカスキー公へ」あるいは「イワン・アレクセヴィチ・ヴォロトインスキー公ならびに副官諸氏へ」とあって、その後には用件が書かれる。中級の総督に送付する文書の書式も同じで、彼が公または大膳職または小姓であればまず官位がきて次に名が書かれるが、普通の士族である場合には名と父称と姓だけが記される。また「大ロシア、小ロシア、白ロシア全土の専制君主」という称号は昔から書かれていたのではなく現帝になって新たに使われはじめたもので、小ロシアのザポロージェ軍団、すなわちヘトマンのボグダン・フメリニツキーとカザークたちが全チェルカスキー地方の諸都市とともにツァーリの永久の臣下となったとき以来のことである。大ロシアとはモスクワ国家の呼び名で、白ロシアはスモレンスク、ポロツクその他の都市の付近に住んでいる白ロシア人たちの地方の名である。

質問：専制君主という称号が使われるのはどうしてなのか？

回答：イワン・ワシーレヴィチ帝以降のツァーリたちが帝位に選出されたときには、ツァーリは残酷な行為をしたり短気を起こしたりせず、誰であれ罪なき者を裁判もなしに処刑したりすることは決してせず、何事についても貴族やドゥーマ会議官たちと相談の上で計画をたて、秘かにであれ公然とであれ、貴族たちの知らぬ間には何事も行わない旨の約定書がツァーリから取られていた^{注7}。しかるに現ツァーリが帝位に選ばれたときには、彼は先のツァーリたちが発給していた約定書を自分からはどのような形でも出さなかったし、またきわめて穏健な人物と思われていたので約定書を出すよう要求されもしなかったのである。こういうわけで現ツァーリは専制君主を最高の称号として用い、思い通りに自分の国家を統治しているのである。ツァーリは誰かを相手に戦争したり和平を締結しようとするとか、和平と友好のために相手に何かを譲歩したり何らかの援助を与えたいと考えると、そのほか大小さまざまな国家的な問題を自

分の考え通りに処理しようとするとき、彼はそれを貴族やドゥーマ会議官たちとほとんど協議することがない。ツァーリは欲することを自分の意志のままに出来るのであるが、貴族やドゥーマ会議官や平民出身の者たちのうち彼が好み、あるいは寵愛している者に対してはあらゆる問題で諮問したり、彼らと相談したりしているのである。しかし現ツァーリの父である至福なる故ミハイル・フョードロヴィチ帝の場合は専制君主の称号を名乗りはしたものの、貴族との協議なしには何事もなし得なかったのである^{注8}。

使節としての任にある大使のもとに送られる文書も先の場合と同様で、「ツァーリにして大公誰々、称号何々より……」とあり、そのあと「余の全権大使たる……誰々ならびに副官諸氏へ」と書かれ、時には全員の名が列挙される。また貴族や総督がある年に徴税や事業やその他さまざまな部門で収益をあげたとき、彼らの報告書に応じて文書が送られる場合も、さらに戦地にいる貴族や軍司令官^{ヴォエヴォダ}が敵に勝利した時とか、大使が外交交渉の会議で永続的な条約や休戦協定を締結するなどの成果をあげたときには、その功績と勤務に対するツァーリのお褒めの言葉を記した文書が彼らのもとに送られるが、その場合の書き方は以下のようである。「彼ら貴族および総督^{ヴォエヴォダ}から、しかじかの年にこれこれの収益や功績をあげた旨の報告があった」とか「連隊の軍司令官^{ヴォエヴォダ}より、神のご加護、聖母ならびに全聖者の御とりなし、ツァーリ陛下の祈りのおかげをもって幸運にも敵を撃ち破ることが出来た旨」あるいは「大使がツァーリ陛下の御意志通りに使節の任を成し遂げた旨」の報告があったとの前置きに続いて、「大君主^{注9}たる余は、汝らの忠誠なる職務の遂行と功績に対して惜しみなく報奨を与える。何事によらず彼らもツァーリ陛下の寛大なる恵みを求めて励むべし。ツァーリ陛下も彼らの忠節を忘れることはないであろう」と書かれる。

5. また貴族、総督、官署役人、大使、公使、急使ならびに何らかの任務に任命された者が御下間に応えてツァーリ宛ての報告書を作成する場合、彼らは以下のように書く。「ツァーリ陛下にして大公たる」の後のツァーリの名と称号は、ツァーリが彼らに宛てた文書で使っているものに倣う。称号のあとには「汝^{ホローフ}の奴僕たるヤンカ・チェルカッスキー」、または「イヴァシュコ・ヴォロトウインスキー」^{注10}もしくは誰々が「副官らとともに（または単独で）嘆願いたします」とし、そのあとに用件が書かれる。報告者は自分の公の称号は書かず、官位にも言及しない。

6. ある者がある問題についてツァーリ自身に、または官署の長官^{スジャ}^{注11}に、また都市や戦地において総督^{ヴォエヴォダ}や大使に嘆願する場合^{注12}、貴族、宮廷官、貴族会議

官ほかいかなる官位の仕官者も嘆願書で次のように書く。まず「ツァーリ陛下にして大公たる」の後のツァーリの名と称号は報告書の場合と同様である。そのあと公や貴族や無官位者は「汝の奴僕たる某々が嘆願いたします」と書くが、書き手の公の称号や官位を付けずに^{ホローフ}卑称名を用いる。一方、商工住民や農民は嘆願書では「奴僕」ではなく「^{ラーフ}奴隷にして^{シロタ}孤児」を用いる^{注13}。同じく、いずれの官位の者の妻や娘の場合も嘆願書の中では「^{ラーフ}奴隷にして^{シロタ}孤児」と書き卑称名を用いるが、自分の父や夫の名については完全な名前と姓と官位を示して書くのである。さらに貴族や側近、またいずれかの官位にある者が后、皇子または皇女に何らかの嘆願を行う場合は、ツァーリに宛てた場合と同じく自分たちのことを「^{ホローフ}奴僕、^{ラーフ}奴隷にして^{シロタ}孤児」と書き、その称号も添えて書く。「后陛下にして大公妃たる誰々へ」、皇女に対しては「皇女にして大公女たる誰々へ」としてそれ以上の称号は用いない。しかし皇子に対しては「皇太子殿下にして大公たる」のあと皇子の名ならびにツァーリと同じ称号がくるが「専制君主」の語は書かれない。また総主教、府主教、その他の高位聖職者あるいは通常の修道僧や修道女や司祭がツァーリ、后、皇子、皇女に宛てて書く場合には、どんな書簡でも完全な名前と位を添えて書く。

7. すべての地方都市におけるツァーリの全収入、ポサード民および郡の農民からの税ならびに誓約や請負制により徴収される関税や^{カバツコイ}居酒屋税その他の税は、モスクワの場合と同様に、それぞれの都市で税の割り当てに従って徴収されなければならない。そのために都市や郡、税関、居酒屋、その他の請負事業には毎年税の割り当てが行われ、これらの割り当てはいかなる理由であれ誰にも免除を与えることなく徴収し、満額そろえてモスクワへ送らなければならない。もし総督や官署役人が何らかの理由で誰かから税を徴収しなかった場合には、総督自身が不足分の支払いを命じられる。またこれらの都市でなにかの用途で金銭が入用になった場合、その旨を文書でモスクワに書き送り、あらゆる支出に対する支払いを記録しなければならない。

8. 都市の防衛と防御のために、大きな都市には銃兵とカザークが常駐し、砲手や城塞砲手や門衛が配置されるが、その他の場所には歩兵が配備される。彼らは都市の府庫の周辺、都市内のあらゆる場所、門の警備などに配置され、またさまざまな用件で使者としても使われる。国境に位置しない都市では、砲手と城塞砲手と門衛だけが都市の防衛にあたる。都市に入る門の鍵はいずれの都市でも総督と官署役人が持っている。

9. モスクワ国家が他の諸国家と戦争を始める場合、戦時に備えてすべての

都市では修道院や士族のもとに籠城用の屋敷がしつらえられ、戦争になると都市内の人々はすべての家畜とすべての貯蔵品を持ち、また妻や子供たちを伴ってこれらの屋敷地に住むのである^{注14}。また周辺の大村や村の農民もその家畜と一緒に包囲に備えて都市内に送りこむよう命じられる。包囲下においては、これらの農民はポサード民や他の者たちとともに、自分の武器またはツァーリの武器を手にとり町のあらゆる場所で警備にあたるのである。

10. 市壁が損壊したり老朽化して崩壊したりした場合、これを修復または再建するための工事には当該の町の商工ポサード民および郡の農民から課税単位^{注15}ごとに城壁工事の規模に応じて資金が徴収される。徴収された資金ではその工事費がまかないきれない場合には、ツァーリは自らの収入から工事費を補填するよう命ずる。石工、大工その他の働き手は当該の都市と郡あるいはまた別の都市からも雇われる。大砲、大砲の砲弾、あらゆる戦闘用ならびに籠城用の武器などはその都市の重要性に応じてモスクワから送られる。[下を見よ]^{注16}。同じく大きな石造りの修道院には包囲の場合にそなえてツァーリの大砲、大砲の砲弾、籠城の際に使われるあらゆる武器が配備され、その他の修道院の城壁を敵兵から防衛するためには銃兵や砲兵が配置される^{注17}。銃兵がいないところでは、修道院に商人や農民をスロボダに配置する。

11. モスクワ国家には石造の城壁で防備された都市が修道院を含めずに 20 ないし 20 を少し超える程度存在するが、残りのすべての都市の城壁は木造で、土塁の上に築かれているか単に地面の上に直接築かれているだけである。それゆえ戦時にはこれら木造城壁に砂や石を積み上げて補強し、さらに城壁を守るために周りに深い濠が掘られ、木造の矢来が築かれ、濠には水が巡らされることもある。

第九章

軍事召集について

1. 周辺諸国との衝突や戦争が生じた場合には、ツァーリは総主教、府主教、大主教、主教、その他大修道院の院長たちに助言を求め、貴族たちにも他の君主との間に反目が生じていること、その君主の敵意に対しては戦争をもって復讐する意志があることを告げて協議する。高位聖職者と貴族がこの件でツァーリに同意すると全国からの軍事召集が発せられ、大膳職、小姓、モスクワ士族、在府官、地方の士族と小士族、カザーク、銃兵、歩兵、タタール兵が召集され

る^{注18}。その戦にツァーリ自身が出陣する場合には、ツァーリは軍事義務をもつすべての人々を閲兵したあと、あらゆる位階およびあらゆる連隊から人を選んでツァーリ自身の連隊を編成し、その他の連隊は自らの判断にしたがって貴族、宮廷官、側近らに委ねる。しかしツァーリ自らが出陣しないときには、選りすぐりの連隊の兵士たちを特定の貴族や側近に託して送り出すか、あるいはツァーリの判断でツァーリ自身の連隊から選びだした兵士たちを他の連隊に加えて派兵する^{注19}。

大膳職、小姓、士族、在府官がツァーリの連隊や貴族の連隊で軍務につく場合、彼らは百騎ごとに編成され、各百騎隊を指揮する百騎隊長^{ソットニャ}^{ソットニク}^{注20}には大膳職もしくは士族が任命され、その下には同じ位階かより低い位階の者から選ばれた副官と旗手が配置される。彼らの軍旗はダマスク織りやタフタ織りの大きな旗で、^{レイタル}騎兵隊のそれとは似ていない。連隊の喇叭手や太鼓手は百騎隊長の家人である。これらの連隊には^{レイタル}騎兵隊でのような戦闘の教練は施されておらず、彼らはいかなる隊列の組み方も知らず、ただ自分が組み入れられている軍旗のもとで隊列も組まずに行軍するのである。

ツァーリは自分の連隊の大膳職、小姓、士族、在府官のなかから戦闘時にも非戦闘時にも常にツァーリ自身の近くにあつてツァーリの旗を守護するおよそ千人の壮健な者たちを選び、またあらゆる用事の伝令に使われる副官^{エサウール}およそ60名を選ぶ。貴族と軍司令官^{ヴォエヴォダ}も同じく自らの名誉のためと、ツァーリから軍司令官に付託されたツァーリの旗ならびに貴族自身の旗を守護するために、自分の連隊の中かそれぞれ自分の好むもの100人、さらに軍事上のあらゆる伝令任務のためにそれぞれ20人の壮健な若者を選ぶ。ツァーリの旗はツァーリ自身の連隊にも貴族の連隊にも掲げられるが、これは大きなダマスク織りの布地に金糸銀糸で救世主像あるいは何らかの勝利の奇跡を示す図が刺繍されたものである。一方貴族の旗は、^{フッサール}ポーランドの騎兵のそれのように色とりどりに彩色され細長い形をしている。

戦争に先だつて全兵員を前にしたツァーリの閲兵が行われる場合には、大膳職や小姓やモスクワ士族や在府官たちがこの時点でそれぞれ何戸の農民戸を抱えているかの一覧表が作成され、彼らの財産や相続領地の大きさ、抱えている農民戸数に応じて出征の際に完全装備で戦場に伴うべき部下の員数が5人、6人、8人、20人、30人、40人などと割り当てられる^{注21}。但しここには主人に随行して輜重を運ぶ人々の員数は含めない。戦闘がはじまると、これらの者たちは主人の側を離れず主人と一つの旗のもとで戦うのである。

2. ^{レーイタル}騎兵連隊。この連隊の騎兵は在府官、地方士族、士族の息子であって未登録の者^{注22}、さらに知行地が少ないか知行地を持たない小士族で、まだ軍籍に未登録でツァーリから貨幣や知行地を受給されていない者たちから選抜される^{注23}。同じく自由民の中からもこの勤務につくことを望む者があれば徴募され、この自由民出身の騎兵には年30ルーブリの貨幣給与がツァーリから支給され、また火器、すなわちカービン銃と短銃、火薬、銃弾もツァーリの国庫から支給される。但し馬と服は自分で賄う^{注24}。穀物価格が高騰してこの給与では不足するような年には、この連隊の者たちには追加の給与が送られる。士族や在府官や未登録士族のうち農民戸を持つ者についてはツァーリの給与が満額支給されることはなく、所有する農民の戸数に応じて減額される。また、かれらに対しては自分で火器を用意して勤務に就くことが命ぜられる。勤務中に誰かの馬が殺されたり死んだりした場合には、調査のうえその者には馬の購入に必要な給与が連隊内で支給される。火器が故障したり、戦場で撃たれて壊れたりした場合には同じく調査のうえ同数の代わりの火器が連隊内で支給される。ただし、余裕のある者たちには自前で購入するよう命ぜられる。

また^{レーイタル}騎兵は総主教、府主教、大主教、主教、修道院の所領からも、同じく貴族、宮廷官、会議士族のうちモスクワに残って軍事勤務にも使節勤務にも就いていない者や、大膳職、モスクワ士族、地方士族のうち老齢や病気や怪我で退役したり自分では勤務に就くことができない者、同じく勤務者の未亡人や未婚の娘で農民戸をもつ者などの領地からも召集される。その場合は相続領地や知行地ごとにその持ち主が抱える農民戸数に応じて、すなわち農民戸100戸につき1人の割合で^{レーイタル}騎兵が、修道院の下僕だとか^{ホローフ}奴隷の中から徴集される。これらの高位聖職者、修道院、貴族、会議士族、大膳職、退役士族、未亡人、未婚女性らは自分の従者や下僕をすべての装備、良質の馬、および勤務に不足をきたさないだけの食料や物資を持たせうえで定められた期間の勤務に派遣せねばならない。また定められた数の騎兵に加えて、5人の騎兵とそれに伴う補給物資につき1人の世話役も派遣せねばならない。貴族や修道院の下僕から徴集された騎兵が勤務から脱走しようとした場合には、捕えて鞭打ちの罰を与えたあと勤務に送還するものとされ、また脱走の途中で捕った者たちについても同様に連隊内で処罰される。もし脱走兵が見つからない場合にはその代わりの別の者が徴集され、領主には重い罰金が科される。それは領主が健全で忠実な者を十分な物資を持たせて派遣するようしむけるためであり、また他の者たちが真似をして脱走しないようにするためである^{注25}。

騎兵の追加徴集で完全な兵員の連隊が出来あがると、外国人やロシア人の連隊長に委ねられて訓練が施される。この連隊の連隊長、副連隊長、^{マイオール}少佐、^{ロトミストレイ}騎兵大尉その他の官位の指揮官の職にはさまざまな国からきた外国人が就いている^{注26}。また騎兵軍にはロシア人の指揮官もいるが、かれらは大膳職や士族や在府官出身で外国式連隊の騎兵や指揮官としての訓練を受けた者たちである。

3. モスクワや地方都市に駐留する旧来の銃兵連隊^{注27}についてはすでに以前に述べた通りである（銃兵については第7章第5節をみよ）。新たに自由民から徴募された銃兵連隊が編成され、かれらにも旧来の銃兵と同額の給与が支払われている。かれらは一生涯銃兵として勤務し、彼らの子どもや孫がその後を継いでいる。

4. 旧来の歩兵連隊は^{サルダツキエ・ボルキ}ずっと昔から国境地方の要塞に定住する形で配置されている。スウェーデン国との国境に近いオロネツとソムロの二ヶ所では、かれらは自分たちのあらゆる財産と土地とを持ち、^{ボゴスト}郷や小村をつくって生活をしている。かれらは戦時には軍事勤務に召集され、その長となる連隊長その他の指揮官が任命される。ただし国境沿いの土地や城塞や家屋を防衛するために、彼らのうち四分の一の兵力は召集されずに残される。ツァーリの税は彼らから一切徴収されない。だが戦争がないときには、勅令で他の農民たちに課されるのと同額の税が彼らからも徴収される^{注28}。このような歩兵の数も少なくない。

新歩兵連隊。この連隊には自由民、ウクライナやヴォルガ中下流域諸都市に住む小士族で、知行地の少ない者や知行地を持たない者から歩兵が徴集される^{注29}。同じく総主教、高位聖職者、修道院、貴族ならびに相続領地や知行地をもつあらゆる官位の人々の所領に住む農民については100戸につき1人の割合で歩兵が徴集される。

歩兵には、シベリア、アストラハン、カザンをのぞいた全モスクワ国家の農民から徴集される。父親のもとに2人ないし3人の息子がいるか、あるいは3人の兄弟がいて、別々にではなく一緒に住んでいる者については3人のうちから1人が徴集される。4人の息子がいる者、あるいは4人の兄弟が一緒に住んでいる場合については2人が、それ以上いる者からはそれ以上の数が徴集される。しかし2人、3人の息子あるいは兄弟がいても、彼らが年少で歩兵勤務につく能力がない場合には、その息子や兄弟が成人して勤務にふさわしい年齢に達するまでは徴集されない。またカザンおよびヴォルガ川中下流域の諸都市からは、100戸につき1人のタタール人、チェレミス人、モルドヴァ人の歩兵を徴集する。

歩兵が徴集されると、各歩兵連隊は騎兵の場合と同様に指揮官に委ねられて

訓練が行なわれる。これらの歩兵には1人1ヶ月あたり60アルティンずつ俸給が生活費として支給され、また火器の火繩銃、火薬、火繩、槍斧、劍、短槍など武器はツァーリの国庫から支給されるが、劍、火繩銃、長槍が支給される者もある。これらの火繩銃は、いざという時まで歩兵の後から馬で運ばれていくのである。

1651年^{注30}以降今日まで長びいているポーランドとの戦争のために、勤務中の多くの騎兵と歩兵が戦闘や攻撃で、あるいはまた包囲下での籠城戦や、反対にさまざまな都市を長期にわたって包囲している間に飢えて死んだ。そのため騎兵と歩兵は高位聖職者、修道院、貴族および知行地や相続領地を持つあらゆる位階の者たちから毎年徴集され、その割合は領地の農民100戸につき火器を装備した騎兵1騎と歩兵1人である。さらに加えて、騎兵と歩兵が年に1回ではなく2回、農民100戸につき騎兵一騎と20戸につき1人の歩兵が徴集されることもある。騎兵と歩兵は農民100戸につき1人ずつ徴集されることになっているが、それだけの数の農民戸を持たない者の場合には、計算により2人とか5人とか10人とかの知行地所有者や相続領地所有者の分を合わせ、騎兵一騎分30ルーブリ歩兵1人分20ルーブリの割合で貨幣を徴収する。軍事勤務がない年には、騎兵と歩兵は任を解かれて帰郷させられる。しかし必要が生ずるとモスクワあるいは以前の勤務地に定められた期限に出頭するよう命ぜられる。

5. 竜騎兵連隊。旧来の竜騎兵は、歩兵がスウェーデンとの国境に配置されたのと同様に、クリミア・タタールとの国境を守るためにウクライナ地方に永住させられている^{注31}。しかし新竜騎兵はウクライナの都市および郷の、ツァーリおよび修道院を頼りに暮らしをたてている商人や農民たちから騎兵や歩兵と同様の方法で徴集される。徴兵によって完全な兵員の連隊ができると、竜騎兵連隊は騎兵連隊に編入される。彼らには騎馬による勤務と、火繩銃、槍斧、短槍、太鼓を備えた歩兵と同じ徒歩の勤務とがある。彼らの旗は2種類あって、徒歩の隊列を編成したときには歩兵の旗を用い、騎乗する場合には歩兵の旗の半分の大さの旗を用いる。俸給は1人あたり12ルーブリ与えられる。彼らの指揮官は騎兵のそれと同様である。

6. 旧来のカザーク連隊。これらカザークはポーランドとの国境に沿った地域を防衛するために配備されたもので、戦争前にはおよそ5,000人いたが今ではそれほど多くはない。彼らカザークは以前に勤務者、騎兵、歩兵などの勤務についたあとこの連隊に編入された。彼らは屋敷地と耕地が与えられ、ツァーリにはいかなる貢租も税も支払わない。カザークの勤務中には竜騎兵と同等な

俸給が毎年与えられる^{注32}。戦闘勤務のときの彼らの編成は騎兵隊と同じで、旗も同じ小型だが独自の図柄のものである。彼らの指揮官は隊長、アタマン、百人隊長、エサウルなどで士族や騎兵の指揮官から選ばれる。

7. ドン・カザーク。これらドン・カザークは、偵察に送るとか哨戒任務につけるとか敵の歩哨を捕捉といった軍事行動を行わせるためにドン地方から徴集する。彼らにも他のカザークと同じ俸給が与えられる^{注33}。このようなカザークはドン地方におよそ20,000人がトルコ人、タタール人、ノガイ人、カルムイク人の侵入からヴォルガ中下流域の諸都市を防衛するために編成されている。これらドン・カザークたちはその素性からすればモスクワその他の都市の住民、改宗タタール人、ザポロージェ・カザーク、ポーランド人^{注34}などである。彼らの多くはモスクワの貴族の隷属民や商人や農民たちで、強盗、窃盗、その他の犯罪で死刑を宣告された者だとか、主人である貴族に対して盗みや強盗をはたらいてドン地方に逃亡した者たちである。彼らは1ヶ月とか、あるいはたった1週間でもドン地方に滞在した後であれば、彼らが何かの用事でモスクワに来た場合、彼らの犯した犯罪がどのようなものであれ、それが誰であれ、いかなる事由によるのであれ、彼らを相手に訴えを起すことはできない。彼らはドン地方に居住したことであらゆる災厄から解放される建て前になっていたからである。彼らにはドン地方で自由に生活する権利が与えられており、自分たちの中からアタマンその他の指導者たちを選び、あらゆる事件をツァーリの命令ではなく自分たちの意思によって裁判しているのである。誰かが犯罪その他の事由、あるいは任務不履行などで処刑される場合、彼らを広場や野原に立たせて自分たちで弓や火縄銃で射殺するのである。ドン・カザークはモスクワ滞在中だとか連隊中であって何らかの犯罪を犯した場合でも、ツァーリによる処罰や死刑は行われず、自分たちの手で執行するのである。また彼らがモスクワに来た場合に与えられる待遇の格は外国からの高官と同等である^{注35}。もし彼らに自由が認められていなければ、彼らはドン地方での勤務を受け入れることも、従順にロシアの要求を聞き入れることもなかったであろう。そしてもし彼らドン・カザークがいなかったとすれば、カザン汗国とアストラハン汗国がその諸都市および領土とともにあれほど早い時期にモスクワ・ツァーリの支配下に入ることも、その支配が守り通されることもなかったであろう。しかしツァーリからドン地方の彼らのもとに送られる貨幣俸給は、それほど多くもなければ定期的でもない。それゆえドン地方のカザークはトルコ人、ペルシア人、タタール人、カルムイク人を対象に水路と陸路を使ったあらゆる武力的略奪を行って生計を

たてている。誰がどこでどんな略奪品を獲得した場合でも、彼らはそこに居合わせない者も含めて自分たちの間で全て略奪品を分配する。

また彼らドン・カザークのもとには、彼らが十分に食べていけるだけの穀物給与がカザンとアストラハンから送られるが、それ以外のものは自分たちで生産している^{注36}。

8. これら全ての兵士に支払われる年給ならびに月給の貨幣給与分は、モスクワ国家全域のポサードの商工民、御料地の村や郷、高位聖職者や貴族や知行地領主や相続地領主の土地に住む農民や作男から徴収する。この課税は商取引や農漁業に対するもので、どれだけの税を課し、それを相互の間でどのように割り当てるか、商取引や土地からの収入について誰からいくらを徴収するのかは勅令により規定される^{注37}。

現在続いているポーランドおよびスウェーデンとの戦争のためにはモスクワ国家全域のすべての商人、相続地領主や知行地領主の農民や作男を対象に、最初は20分の1税、後には10分の1税が何年にもわたって徴収された。また1662年と1663年には、上で述べたあらゆる官位の人々から銀貨による5分の1税が徴収された。徴収されたこれらの貨幣が兵士への給与として十分でない場合には、不足分をツァーリの官署や地方都市の歳入から補充している^{注38}。

同じように以前の戦争の時にもモスクワ国家全域の同じ官位の人々から10分の1税が徴収された。これら10分の1税、20分の1税、5分の1税が課せられたとき、神を恐れ自分の魂を傷つけないと望む者は、キリストの聖なる汚れなき福音の教えにしたがって農漁業や財産や土地からの収入の20分の1、10分の1、5分の1はいくらであり、総額でいくら課税されるべきか偽りなく正直に申告する。これらの者が商業や農漁業について偽りのない申告していることが分かれば、その申告にしたがって徴収する。だが誰か神を恐れず、ツァーリの指示にも従わぬ者が虚偽の申告を行って納めるべき多くの金額を隠し、自分の商取引や農漁業の収入に相応しくない少額しか課税されていない者がおり、その者の商取引や農漁業のことを知っている仲間の商人や農民がその者から徴収すべき金額について証言した場合には、彼らの判定によってその者からの徴収が行われる。多くのものを心のうちに隠した虚偽の申告は信用されない。

同じく戦争で動員される兵士たちの軍事勤務に必要な糧食穀物、すなわちライ麦、穀物粉、乾パン、ひき割り麦、挽き割り燕麦が総主教、高位聖職者、修道院、貴族、種々の相続地領主や知行地領主の土地に住む農民の世帯から、どの世帯からいくら徴収すべきかを定めた同様の勅令にしたがって徴集される^{注39}。

これら糧食の徴集が終わると、当該の知行地領主や相続地領主の農民に対し、今度はそのとき戦争が行われている国境の都市にその食糧を運搬するよう命令される。きわめて遠隔の地である場合には、糧食供給と運搬のかわりに他の者がそれを負担する場合の費用を算出して貨幣で徴集する。肉、塩、ウオトカはモスクワのツァーリの宮殿から荷馬車で運ばれる。

糧食穀物、すなわちライ麦、小麦粉、乾パン、ひき割り麦、挽き割り燕麦、肉、塩、ウオトカは諸都市や連隊で勤務している銃兵、歩兵、竜騎兵にそれぞれが1ヶ月を暮らすのに必要な量を示した勅令により月ごとに支給される。それはツァーリや貴族たちの命令で食糧を購入や借り入れによって受け取ることにしている者にも、買い入れの費用を持たない者や借入の当てのない者にも支給される。

9. 貴族、軍司令官、大膳職、小姓、士族、在府官、隊長、騎兵、カザークはあらゆる軍務の際に自分の蓄えの中からそれぞれに糧食を自弁し、ツァーリの糧食が勤務についた彼らに与えられることは決してない。但し糧食が極度に不足していたり飢えている者がいる場合は別で、それらの困窮者にはツァーリの国庫の糧食が少量だが貸し付けられる。また騎兵とカザークに困窮したり飢えたりする者が生じた場合には、彼らが必要とする時に然るべき貨幣俸給の追加が支給される。

10. ツァーリが自ら戦争に赴く場合には、さまざまな位階から成る人々およそ30,000人がツァーリの軍に編成されて同行する。また種々の貴族や軍司令官が率いる軍には20,000人、15,000人、10,000人、7,000人など軍ごとにさまざまである。またツァーリならびに貴族の軍には戦闘や攻撃に備えて攻城砲、野戦砲、榴弾砲があらゆる弾薬や資材と共に装備されている^{注40}。ツァーリの軍が備えているのはあらゆる種類の大砲およそ200門で、貴族の率いる軍の場合は50門ないし80門である。同様な大砲はまた銃兵、歩兵、竜騎兵の連隊中にも配備されている^{注41}。これらの大砲と弾薬ならびにあらゆる軍事用の火器はツァーリ所有の軍馬によって運搬される。しかし突撃のときや坑道掘りや包囲戦のときに使う斧、シャベル、つるはしその他、軍事作戦に便利な道具類は歩兵が背負って運ぶのである。

また各軍は軍事行動に際して、軍に販売供給させるあらゆる食糧を携えたモスクワや地方都市のパン屋、ピローク作り、肉屋、クワス作りなどを1連隊につき50人ないし70人ほどを伴うが、彼らに俸給を一切与えられない。彼らはモスクワから運んだ自分の商品であれ、あるいは戦争のさなかに買い取ったり

無償で手に入れた品物であれ、この勤務についている間はすべての位階の仕官者たちに余り高くない値で販売するように命ぜられるが、それはこの販売で彼らが自活でき、なおかつ兵士たちが食費で有り金を使い尽くすことがないようにするためである。

11. 戦争が終わると戦士たち、つまり騎兵、歩兵、竜騎兵、カザーク、アタマン、モルドヴァ人、チェレミス人は動員を解除されてそれぞれ以前に住んでいた家に帰ることになる^{注42}。そして騎兵、歩兵、竜騎兵に徴集された者が貴族の隷属民リュージュや修道院の下僕スルーギあるいは種々の官位者の下にいる農民である場合、彼らがツァーリへの兵役に服して長年にわたってさまざまな窮乏に耐えたならば、あるいは勤務年限は1年に満たなくても捕虜になって1年でも囚われの身になっていたならば、これら多年にわたって軍務に服した者や捕虜になっていた者たちには、その長い勤務とさまざまな苦難とに報いるため、彼らの望む場所で暮らす自由が与えられる^{注43}。そのため彼らがもと通り旧主人のもとに戻ることを欲する場合を除いて、旧主人である貴族は彼らをホロープとした証書や永久の隷属農とする証書の権利を失うのである。その他これらの者の中には自ら嘆願してカザークや竜騎兵の軍籍に登録し、屋敷地と耕地を与えられる者もある。

12. 外国人の指揮官には勤務期間が終了した後に勅令が出されるが、彼が永続勤務を望む場合には月極めの生活俸給が生涯にわたって与えられ、一方自国へ戻ることを望ぶ場合には、離任の手当が出されて帰国が許される。負傷して以後勤務に就くことが不可能になった外国人指揮官でモスクワにとどまることを望む場合、また外国人指揮官が戦死して妻子が後に残された場合、その負傷した外国人指揮官および戦死した外国人指揮官の妻子には生涯にわたり毎月の生活費が支給される。しかしその額は、負傷したり戦死したりした外国人指揮官がまだ健在だった時分に得ていた俸給の半分である。また彼らの妻や娘が夫や父を失ったあとに結婚した場合には、それ以上彼女らへの生活費は支給されない。

さまざまな位階のロシア人が重傷を負って勤務を続けることが不可能となり、さらにその者を養っていく手段がまったくない場合には、その者が入ることを希望する修道院に引き渡したうえ、生涯にわたり無償で彼に飲食物や衣服を与えるよう命ぜられる。

外国人であれロシア人であれ生活費の支給を受けている者が勤務中に重傷ないし軽傷を負った場合には、騎兵や竜騎兵も同様だが、ツァーリの内科医と外科医に無料で治療するよう命ぜられ、また負傷したロシア人や外国人が貧しい

場合には、彼らの負傷と勤務とに報いるため1人5ルーブリの見舞金がツアーリから支給される（内科医と外科医については第6章第23節をみよ）。

第十章 商人について

1. ^{ゴスチ}大商人。大商人はもともと^{ゴスチ}大商人組合や^{ゴスチンナヤ・ソトニヤ}ラシヤ商人組合^{スコンヤナ・ソトニヤ}の商人やポサード民の出身である。彼らは主任宣誓役人や宣誓役人として黒テン税局、税関、居酒屋などで勤務することから大商人の名誉称号を与えられたのである。彼らはまた自分の商いをもち、あらゆる事業にも従事し、自宅には自家用の酒を保管することが許され、年間を通じて酒を醸造したり蒸留したりすることも許されている。彼らはまた相続料地を購入し、保有し、担保に入れることも自由である^{注44}。また彼らは大商人であるあいだに黒テン税や貨幣徴税にかかわる税務の長官や書記官としてツアーリへの勤務をも次々に果たすのである。彼らの人数は約30人である。大商人らはすべてが商売に従事し、年間に20,000、40,000、50,000あるいは100,000ルーブリもの取引を行っている。

2. 大商人組合とラシヤ商人組合の商人は、モスクワおよび地方都市でのツアーリの税徴集業務において、大商人の補佐役あるいは宣誓役人に任ぜられるようになっていいる。彼らは自分の商売に従事し、あらゆる種類の事業を行っている。彼らも家に種々の酒類を自由に保管することが許されるが、農民を買い入れたり保有することは禁じられている。彼らの人数は約200名である^{注45}。

3. ^{トルゴヴィ・リュージュ}モスクワの商人たちはソットニヤやスロボダに編成されている^{注46}。モスクワ以外の都市も同じでポサード民はスロボダをなしており、毎年彼らの中から選ばれた者が税関、居酒屋、その他の業務で主任宣誓者や宣誓役人としてツアーリへの勤務につく。また彼らのなかには自分の金を支払って、ツアーリの国庫から税関や居酒屋やさまざまな徴税の請負権を買い入れる者もいる^{注47}。

4. あらゆる地位の商人たちはモスクワその他の都市でさまざまな事業や商売を行い、また旅にでて商売する者もいる。ツアーリの^{チャグロ}国税は毎年、そのような彼らの商売や事業に応じて割り当てられるべき額がすべての都市から徴収される。上述のすべての身分の国税を課されている者たちは、自分たちの事業や動産に応じて誰からどれだけ集めるかを計算し、それをお互いの間に割り当てる。支払えない者がある場合にはその者の割り当てを減額し、ほかの者にその分を上積みする。そのような仕事をとり仕切るために、彼らの中から^{スタロスタ}長が選ば

れる。勅令と割り当てに従って税が徴収されると、モスクワでは官署に、地方都市では総督に渡されるか又は直接モスクワに運ばれる。

大商人、大商人組合、ラシャ商人組合以外のポサード民は誰であれ自宅に酒を保管することが許されない。彼らが自分の必要のためにウオトカを買いビールを醸造し蜜酒を作るなどの場合には、ツァーリに申請を提出すると、一定数の日ないし週のあいだ家に保管することが許されるが、その酒については勅令に定める金額の税を国庫に支払う。酒の保管が禁止されているわけは、彼らが秘かに酒を第三者に売りつけたり、自分の家で無許可の居酒屋や売春宿などをさせないためである。しかし彼らに必要があつてクワスを醸造したり蜜酒を作ること、また、食用にライ麦やその他の穀物を挽いたり、牛や豚や羊を屠殺することは販売目的でなければ許され、ツァーリに税を支払う必要もない。

5. 大商人、商人、ポサード民が何らかのことで誰かを訴えたり訴えられたりした場合には、彼らはモスクワやその他の都市において、その被告となった者を管轄し裁判権下においている貴族や総督や官署役人に訴えねばならない^{注48}。いかなる種類の訴訟についても、彼らには自分たちだけの裁判はない。

6. 大商人あるいは商人がある年に関税その他の税徴収、国の商品の販売、黒テン税その他の財務を担当して前年よりも多い税収をあげた場合、その勤務の功績に対してツァーリからお褒めの言葉があり、彼らには銀の酒杯または柄杓、ラシャ布とダマスク織りの報償が与えられる。また彼らの補佐役である宣誓役人にも、銀の柄杓、ラシャ布、タフタ織りの報償が税収の額やその者の身分に応じて与えられる。

7. もし大商人その他の者が税の徴収あるいは商品の販売を請け負ったが、その者の怠慢や怠惰あるいは飲酒癖などが原因で決算時の収益が昨年より少ないことがわかった場合、以前の年との対比でその年にあげるべき金額をその者自身から徴収し、さらに鞭打ちの刑が加えられる。しかし主任宣誓人あるいは宣誓役人が元本分を完全に集められず、それが自分の怠慢のゆえではなく物価騰貴その他の原因だった場合には彼等には何の咎めもない。

第十一章

ツァーリの農民、高位聖職者の農民、知行地領主 の農民および相続地領主の農民について

1. ツァーリ御料地セローの大村および郷ヴォロスチの農民たちはモスクワの宮内官署で裁判にかけられ判決を受けるが、殺人、強盗、追いはぎ、および放火の事件をのぞくあらゆる事件については大村や郷において所領管理フリカーズシチキ人が行政状グラモタにしたがって裁く。しかし所領管理人がいないツァーリ国ヴォロスチ有地ヴォロスチにおいては、当該の郷から選ばれたおよそ10名の農民スジエイキが裁判官となり、ツァーリの行政状によるかあるいはこれに基づかない場合もあるが、殺人や強盗に関する事件を除くあらゆる事件につき自分たちだけで裁判を行う^{注49}。彼らは国庫への貨幣その他の納入分を自分たちで集めるが、誰からいくらを取るかは彼らの事業と財産の大きさに応じ、また土地を所有規模、つまりどれだけの穀物を播種しどれだけの干草を刈るかによる。

2. 総主教、府主教、大主教、主教および修道院は配下の農民を管理する。それはツァーリが御領地の農民を管理するのと同様で、あらゆる事件や農民の負担する税について管轄するが、強盗その他の重大な犯罪についてはその限りでない。

3. 貴族、ドゥーマ会議官、側近およびあらゆる官職の人々、すなわち知行地領主と相続地領主は農民を管理し、農民に関するあらゆる種類の裁判を行うが強盗その他の犯罪事件はその限りではない。彼らは村長スタロスダや配下の者に命じ、ツァーリへの税を勅令に従って農民から徴収させツァーリの国庫に納めさせる^{注50}。彼らはまた、自分がとる貢租を誰から幾らどのようなかたちで納めさせるか自分で決めて農民に課する。貴族や上述した他の官位の人々に知行地や相続地が与えられるときには、恵与状が与えられ、そこには次のように記されている。すなわち、彼らは、自分の農民を部外者によるあらゆる侮辱と迫害からまもり、これを阻止すること。また、農民の誰からなにを取り立てることができるかその能力に応じて税を徴収すること。自分の農民を知行地や相続地から逃散させたり、彼らを乞食にさせたりすることがないように、農民の能力を超えた徴収を行ってはならない。農民から役畜、家畜、穀物などいかなる財産も力づくで取り上げてはならない。また、自分の相続地を富ませる目的で農民を知行地の村から相続地の村に移し、知行地を空にしてはならない、などである。かりに知行地領主や相続地領主が自分の農民を抱えておくことを望まず、相続領地の農

民を売る計画のもと、その農民の能力を超える過大な税を先取りしようとして彼を貧困と困窮に陥らせ、自分では他の相続地を購入しようとして金を貯めこんでいるような場合、またその際に知行地領主や相続地領主が農民にした仕打ちにつき訴える訴状が提出され、第三者がこのことを知っていて取り調べにおいて真実が明るみに出たならば、そのような知行地領主や相続地領主はツァーリに下賜された知行領地や相続領地を没収され、土地はツァーリに返還される。また領主が農民から能力を超えて取り立てたり奪い取ったりしたときには、領主からそれを取り戻させ、農民に返却するよう命じられる。そのような領主には、以後生涯にわたり知行領地や相続領地は与えられない。かりに誰かが自分の相続領地のために購入した農民に対して以上のようなやり方をするならば、農民たちはその者からは無償で取り上げられ、このような強欲でない精神的に健全な親戚の者に与えられる。

4. もし貴族、ドゥーマ会議官、側近たちの誰か、すなわち知行地領主や相続地領主が自分の農民を殺害したり非キリスト教的方法で虐待したりして、これを訴える訴状が提出されるときには、このような犯罪者に対する規定は『会議法典』に子細に記されている^{註51}。このような死亡事件について彼らを訴える訴状が出されない場合には、ツァーリ自らがこのような事件の死亡者のための訴追人となる。

もし自らに従属する農民の妻や娘を陵辱したり、農婦の腹の子を叩いて流産させたり……子供ともども農婦を責め苛み、また殴って殺害した場合、そうした罪人に関する訴えがなされると、農民たちの嘆願に従って、こうした事件は訴訟人と被告人ともどもモスクワの総主教や諸都市の府主教、大主教、主教に調べるように委託される。彼らはその事件を審理し、自らの裁判所でそれについてしかるべき判決を下す。ツァーリの裁判所はこれに関与しない。

5. ツァーリの大村や郷、知行地領主や相続地領主の大村や村に強盗、窃盗、放火その他の犯罪者があらわれた場合には、その者らについて調査したうえ、モスクワ出身の者であればモスクワの犯罪官署、地方都市出身者であればその都市の総督と郡長^{註52}のもとに送られることになっている。こうした事件につき相続地領主や知行地主領主自身が審理したり判決を下すことは決して許されない。

6. ツァーリ自身がモスクワの近郊ならびに地方諸都市の御料地内の郷や大村に所有する農民の戸数は作男を除いて約 30,000 戸であり、またツァーリの国有地の郷やスロボダには約 20,000 戸がある。総主教はモスクワ近郊ならびに地

方諸都市の大村や郷に住む農民7,000戸以上を有する。また四人の府主教、すなわちノヴゴロド、カザン、ロストフ、クルティツァ^{註53}の府主教がモスクワ近郊ならびに地方諸都市領域に持つ家産的相続領地内の大村と村に有する農民はあわせて約12,000戸である。10人の大主教、すなわちアストラハン、シベリア、プスコフ、スモレンスク、トヴェーリ、ヴァトカ、リャザン、ポロツク、ヴォログダ、スズダリの大主教^{註54}、それにコロムナの主教がモスクワ近郊および地方諸都市地域の家産的相続領地内に有する農民はあわせて約16,000戸である。会議法典に記載されている諸修道院がその修道院領の大村および村に有する農民は合計およそ80,000戸で、修道院位階表や会議法典に記載されていない修道院が有するのは約3,000戸である。

貴族、宮廷官、ドゥーマ会議官、側近、大膳職、小姓、士族、書記官、在府官、地方都市士族、小士族、ムルザ、タタール、宮廷家僕、主馬寮の役人、翻訳官、書記官補、通訳官、[勤務者の]未亡人や未婚の娘などがその全知行領地ならびに相続領地に有する農民戸数は、それぞれ2、3、4、5、10、15、29、30、40、60、8、100、150、200、300、500、700、1,000、2,000、3,000、5,000、7,000、10,000、12,000、15,000戸などその人の官職や地位や功績によりさまざまである。ある貴族は17,000戸に近い農民を有し、別の貴族は100戸とか200戸の農民しか持っていない。自らの勤務や親族からの相続に恵まれ、多くの農民を有する者もあれば、親族からは何も相続せず、少数の農民しか持たずに暮らす者もある。彼らの生活は彼らの相続地と知行地の大きさ次第だからである。これらの官職者たちが所有している農民や作男が、合計して何戸になるかを記すのは不可能である。

註

- 1) 古くからルーシで使われてきた用語例でも同じ傾向をもっているが、モスクワ・ロシアにおけるヴォエヴォダ (воевода) は軍司令官の意味と地方統治に任命される軍事行政を兼務した軍政官の意味の二通りに使われる。通常モスクワ軍の中核をなす騎馬軍は前衛、主力、左翼、右翼、後衛の5連隊 (ポルク) で一軍を編成したが、この場合の各ポルクの指揮官がすべてヴォエヴォダの名で呼ばれた。それと同時に、例えば16世紀にはリトアニアと国境地帯とか南部の国境地方には軍政官としてのヴォエヴォダが派遣されて行政が委ねられていた。17世紀初めの^{スムーダ}動乱時代を通じて国家領域の全地方に軍事力を維持する必要が生ずると、モスクワ政府は後者の軍政官

的なヴォエヴォダ行政を国境地帯だけでなく国土の全地方に普及させることになる。コトシーヒンのテキストでは必ずしもどちらの意味のヴォエヴォダであるか明確でない場合もあるが、これまでの翻訳では前者の意味では「軍司令官」後者のニュアンスが強い場合には「総督」の訳語をあててきたが、この第八章で対象にされるヴォエヴォダは大部分が後者（＝軍政官）の意味である。研究会ではヴォエヴォダに「地方長官」の語で統一するとの意見で合意された局面もあったが、モスクワ政府がこの語を地方行政官に適用していったプロセスをみると、軍事的機能の重要な地方に従来の「軍司令官」を任命して行政に当たさせたことから総督的なヴォエヴォダ職が次第に定着していったという歴史経過があり、やはり従来通り地方行政官としてのヴォエヴォダには総督、戦場に派遣されるモスクワ軍の司令官である場合には軍司令官の語をあてるのが適当と思われ、従来の訳語をそのまま踏襲することにする。ただこれ以後は必要に応じて訳語にヴォエヴォダのルビを付すことにする。

- 2) 附属都市（пригородъ）とは大きな都市が管轄する農村領域に存在しその大都市に行政的に従属する小都市のことである。附属都市は独立時代のノヴゴロド領やプスコフ領に存在していたことはよく知られているが、モスクワ時代については主に辺境、とりわけシベリアに認められる。またウエズド（uezdъ）はモスクワ時代には地方行政上の単位で一つの中心都市をもち複数の郷ヴォロスチやスタンや北部ロシアの郷ボゴストなどと呼ばれる下部の行政単位を含んでおり、ここでは郡の訳語をあてる。これらの行政単位は、16世紀には地方の中心都市に派遣され扶持制度によって維持される代官ナメストニクの支配下におかれたが、スムータ時代以降は先に述べて軍政官としての総督ヴォエヴォダの管轄下におかれた。
- 3) 訓令書（наказъ）はモスクワ政府が外交使節や特に総督など地方行政の担当者に向けて発する指示文書のこと、モスクワの中央諸官署やより下級の官吏に出されるものは地方機関で作成された。総督への訓令書には総督の義務と地方行政に関するあらゆる問題が指示されており、モスクワ時代の地方行政を知る上での重要史料である。
- 4) ムルザ（мурза）とはモスクワ国家に勤務するタタール人の士族クラスの身分ないし地位を示す。
- 5) ここで考察されている地方中心都市と附属都市との関係、さらに中心都市にモスクワから派遣される総督と地方総督から派遣される附属都市の総督

との関係などは、主にシベリア官署の管轄下にある地域が念頭におかれて
いると思われる。17世紀までのモスクワ国家の附属都市は辺境地域、特に
シベリアに多く存在していたからである。17世紀のシベリアは次第にトボ
リスク、トムスク、エニセISK、イルクーツクを中心とした4つのラズ
リヤードと呼ばれる大行政単位に区分されていき、その各ラズリヤードは
それぞれの中心都市とその領域内にある多くの要塞都市（オストロク）か
ら構成されたが、この多くの要塞都市が行政的には附属都市とされ、そこ
に下級の総督が派遣されたのである。『アレクセイ・ミハイロヴィチ帝治下
のロシアについて』試訳と註(6)（『人文論集』）の註(7)を参照。

- 6) サモージェルジェツ 専制君主（самодержецъ）はビザンツの称号アフトクラトルをスラヴ
語訳したもので、イワン三世が1500年頃に自称として使いはじめるのがロ
シアの君主によるこの称号の公式採用の嚆矢とされる。イワン三世による
この称号利用をビザンツ皇帝の姪であるソフィアとの結婚に結び付ける説
もある。しかしこの語の本来の意味は、クリュチェフスキーも指摘するよ
うに、モンゴル支配からの脱却に成功し外部のいかなる権力にも従属しな
い「独立の君主」を含意している。「全ルーシのツァーリ、大公にして専制
君主」の公式称号を用いたイワン四世の頃からサモージェルジェツは次第
に君主の絶対的支配権の含意が加わるようになっていったとの理解もある。
17世紀半ばの対ポーランド戦争でロシアがウクライナとベラルーシの一部
を占領したことを契機に、コトシーヒンの本文にもあるように「大ロシア、
小ロシア、白ロシア全土の専制君主」の称号が採用されるようになり、さ
らにピョートルがツァーリに代わって西洋式のインペラートルを導入する
と、ロシア君主の初号は「ロシアならびに……のインペラートルにして専
制君主」となる。
- 7) リューリク朝君主の断絶のあとツァーリになった君主のうち、ボリス・ゴ
ドゥノフやヴァシーリイ・シュイスキー帝に関しては帝位選定に際して貴
族側から君主権を制約するための「契約」記録が残されているが、ロマノ
フ朝の祖ミハイル・ロマノフに関しては契約の存在を直接証言する文書は
残っていない。クリュチェフスキーなど、ミハイル・ロマノフ帝も選出に
際して同様な約定書を交わしたことを認める歴史家の多くはコトシーヒン
のこの部分の指摘を一つの証拠としてあげる。
- 8) 一般にアレクセイ帝時代はロシア国家が貴族会議（*боярская дума*）や
全国議会（*земский зобор*）の存在によって君主権力に一定の制約を加

えている身分代表王政的な形態から絶対王政への過渡的な時期とされ、この問題に関連してもコトシーヒンの上記の叙述はしばしば議論の対象となっている。事実、ミハイル帝の時代には再三開かれた全国議会も、アレクセイ時代にはポーランド戦争の決定に際して召集された1653年の集會を最後に以後完全に開かれなくなった。

- 9) 大君の訳をあてたのは **великий государь**。モスクワ時代のゴスダリ (**государь**) の語は広義には「主人」の意味に使われ、農民も嘆願書の中で自分の領主や高位者に対してもこの語を使っているが、モスクワ国家の公式文書ではツァーリやサモジェルジェツとならぶモスクワ君主のもう一つの呼び名として一般に使われているのが「ヴェリーキイ・ゴスダリ」である。翻訳ではこれまで大君ないし大君主の語をあてた。ピョートル時代にインペラートル称号が採用されたあとも、この呼び名は「ゴスダリ・インペラートル」の形で残ることになる。
- 10) モスクワ国家では、貴族も含めてツァーリへの勤務者が文書あるいは口頭で君主に呼びかける場合には「汝のホローブ誰々」と卑下して自称する慣習があり、さらに自分の名をあげる場合も、上の例にあるように「イワン」や「ヤコフ」とはいわず、しばしば下層階級の者を呼ぶ場合の卑称である「イワシコ」や「ヤンカ」の形を使った。しかしこの場合むろん、貴族や勤務者が君主に対して実際に、あるいは法的にホローブに近い関係にあったことを意味するものではない。勤務者が君主に対して使うこの種のホローブ自称を一般に「君主のホローブ」(**холоп государев**) と呼ぶ。
- 11) 一般には裁判官、判事を意味するスジヤ (**судья**) の語は、モスクワ時代にはまた第七章で詳説した当時の各官署 (**приказ**) の最高管理者として任命されたトップ、つまり官署長官をも意味しており、ここに言及されるのはこの意味のスジヤである。
- 12) ここでは「都市や戦地においてヴォエヴォダや大使に嘆願する場合」とあり、都市の行政官＝総督としてのヴォエヴォダと、外国との戦争に送り出されて大使とともに「戦地」にいる將軍＝軍司令官としてのヴォエヴォダが同じ一語 (**воевода**) で表現されていることが明白である。したがって本来は総督と軍司令官の両方の意味を兼ねた訳語が使われなくてはならないが、(1)で示した原則があるのでここでは「総督」の語で両者を代表させておくことにする。
- 13) 「孤児」(**сирота**) は14世紀以降に都市下層民やとりわけ農民を意味す

- る言葉として使われるようになるが、モスクワ時代には勤務階級が君主への書類で「ホロープ」を自称するのに対し、農民が領主や君主に書く嘆願書などで使う自称の代表例がこの「シロタ」である。
- 14) 地方都市や要塞が敵に包囲された場合、周辺の農民はクレムリン内に家族および家畜と一緒に避難したが、クレムリン内の土地や屋敷地の多くは修道院や勤務者階層のものであったので、その土地や屋敷地を一時的に籠城する住民に割り当てて住ませた。
 - 15) ヴイチ (**ВЫТЬ**) はモスクワ時代の主にロシア北部地方の国有地や御料地で使われた課税単位で、17世紀の農村の課税単位として最も一般的だったソハーよりも土地面積は遥かに小さかった。ソハーの場合と同じくヴイチも土地の質に応じて上、中、下の3種類に区分され、土地の質が良質なほど少ない面積で1ヴイチの単位を構成した。標準的な基準を示すと、上級質の土地では穀物畑の1圃(3圃農法が前提)が12チェチ(3圃で36チェチ)、中級では1圃が14チェチ(3圃で42チェチ)、下級では1圃が16-20チェチ(3圃で48-60チェチ)で1ヴイチを構成した。現在の単位に換算すると65-81エーカーほどの穀物耕地に相当する。一方、全ロシアでより普遍的だった課税単位のソハーは土地の質だけでなく土地所有者カテゴリー(教会領、世俗領、国有地、御料地)に応じて大きさは違っていたが、1ソハーの土地面積は1圃の規模が500-1,200チェチとヴイチに比べてけた違いに大きい。城塞の建設や修理に関する農民や都市民の負担に関して、コトシーヒンがなぜ一般的なソハーではなくヴイチを単位とすると述べているかは不明である。
 - 16) 以下の部分は第11項が書かれたあとその下に追加記入されたものであるが、第10項末尾の「下を見よ」の注記のあとに続く内容である。
 - 17) 都市の周辺あるいは比較的近くに存在する防備城壁で囲まれた修道院はしばしば戦争の際の重要な防衛拠点として軍事機能を果たしており、都市ではなく防備付きの修道院に軍隊と軍司令官が派遣されることもあった。修道院がそうした重要な軍事的機能を果たした典型的な歴史的事件をあげるとすれば、スムータ時代の1608年、モスクワの北東数十キロに位置するトロイツェ・セルギエフ修道院がトゥシノに拠点をおく偽ドミートリイ二世の二万のポーランド軍に包囲攻撃されたが、1,500名ほどの守備兵で1610年までの16ヶ月のあいだついに陥落せず守り通した例がある。この修道院は1618年にポーランド王の息子ウラディスワフがモスクワ皇位を要求した

ときもポーランド軍に包囲されたが、このときも再び守り通してモスクワ国家の宗教的中心として名声を大いに高めていった。

- 18) 16世紀から17世紀の後半にかけて、モスクワの君主は諸外国との和戦をめぐる重要な決定にあたっては貴族会議や高位聖職者との協議だけでなく、いわゆる全国会議を開催して中下層の士族層や都市のポサード民の代表者たちをも集めて、それらの階層の承認と協力を要求するという手続きをとっている。とりわけロマノフ朝初代のミハイル帝時代には再三にわたる召集があったし、アレクセイ時代にも1649年のロシア法典（ウロジェーニエ）を制定してときだけでなく、ポーランド・リトアニアとの困難な戦争開始を意味するウクライナ併合に関しては1651年と1653年に全国会議を召集している。全国会議の制度が次第に意味を失い少なくなっていくのは17世紀後半のことである。しかし何故かコトシーヒンは、ここでもまた他の場所でも在任中に何度も見ているはずの全国会議について言及しない。
- 19) モスクワ軍の召集と閲兵が行われる場所は、ヴァシーリイ三世がモスクワの南側の近郊に建立したノヴォジェヴィチエ女子修道院のすぐ近くにあった野原（ジェヴィチエ・ポーレ）。またここに述べられているツァーリ自身が指揮をとる連隊は「君主の連隊」（государев полк）と呼ばれ、モスクワ官位の勤務層（大膳職、小姓、モスクワ士族、在府官など）から成る特別の連隊として16世紀半ばに創設された。すぐこのあとの本文で「ツァーリの連隊」と呼ばれているのがこれに該当する。これは従来からの伝統的な5連隊（前衛、主力、右翼、左翼、後衛）ないし3連隊（前衛、主力、後衛）編成のモスクワ軍にこの時代新たに加えられたものだが、君主自らが参戦する場合にのみ編成される特別の連隊だったので、君主が加わらない場合には「君主の連隊」の勤務者は本来のモスクワ軍に移され、その多くは各軍の「主力連隊」（большие полки）に配属されたとされている。
- 20) 百騎隊（сотня）は伝統的にモスクワ軍の基幹をなした士族騎兵軍の基本単位でありほとんど唯一の軍の編成単位といってよく、多くの作戦は百騎隊を単位に遂行された。百騎隊長ここではソットニキ（сотники）と呼ばれているが、ソチェンヌイエ・ガラヴィ（сотенные головы）あるいは単にガラヴィ（головы）の名で呼ばれる場合が多い。士族騎兵軍では百騎隊長の上にいるのは各種の軍司令官（воевода）である。
- 21) ここでコトシーヒンが記述しているのは、一般に士族その他モスクワの勤務階級がその社会的出自や能力に応じて一定の勤務に登録される軍籍編入^{ヴェルスタニエ}

(верстание) の手続きと同時に行われる全軍事勤務者に対する閲兵の儀式である。これはモスクワだけでなく各都市でも総督のもとで行われた。士族など軍事勤務者は16世紀には15歳から17世紀には18歳からに引き上げられたが軍事勤務の新人(НОВИКИ)として軍籍編入されると、その勤務に対する報酬として与えられるべき一定額の知行地と貨幣給与の基準額が定められ記録される。このとき同時に行われる閲兵の際に、上記の知行地や給与の基準の記録に基づいて閲兵に参加する勤務者一人一人がどんな装備と馬で、何人の部下を伴って、どんな勤務を、何時から何時まで行うか等々が明らかにされる。こうした軍籍編入と閲兵が行われたあと、地方都市単位でその結果を記録したのがジェシャトニと呼ばれる文書である。コトシーヒンは勤務者が戦場に伴うべき部下の数として5-40人の例をあげているが、これはあくまでモスクワ士族など特権的で優遇された知行地領主にあてはまる数で、当時の平均的な地方都市の士族や小士族の場合は自分一人で勤務するが多かった。

- 22) ネダロスリ(недоросли)の話は、文字どおりには「未成年者」、つまり軍事勤務に就きうる成人の年齢(17世紀では18歳)に達していない者の意であるが、実際には成人年齢に達していても軍籍に編入されていない未登録者を指していたので、ここでは「未登録の者」の訳をあてた。
- 23) 騎兵は歩兵、竜騎兵とともに西洋式の新編成軍として1630年代に創設され、次第に強化されていったモスクワ軍の新しい兵科であるが、17世紀の前半まではもっぱら士族と小士族からのみ召集され、その士官もモスクワ身分の在府官から選ばれるなど、新編成ではあるが社会構成のうえでは士族的騎兵にほかならなかった。但し騎兵に限らず新編成軍への報酬は土地ではなく貨幣給与だった。しかしポーランド戦争の過程で次第に召集の社会的範囲が下級に拡大され、カザークなど公課を負担していない自由身分の者を含むことになる。1660年の勅令によると、^{レイタル}騎兵軍は1連隊が1,000騎ずつに編成され、さらに1連隊(полк)は10中隊(рота)、1中隊は3分隊(капральство)に区分された。1653年から1663年の期間に騎兵軍の総数は2,000人から18,000人に増大している。
- 24) ^{レイタル}騎兵の標準的な武装は火器ではカービン銃と二丁のピストル、刀剣では剣またはサーベル、防具は甲冑だった。
- 25) 会議法典(第7章第9条)は召集兵が逃亡した場合は鞭打ちの刑が課され、捕まらない場合にはその主人に20ルーブリの罰金を課すとしている。

- 26) 新編成軍の外国人指揮官の割合は17世紀を通じて次第に小さくなっていった。1663年に騎兵隊の連隊長31人中18人(約58%)が外国名だったが、1681-82年のロシア軍をみると外国人指揮官は全指揮官総数の10-15%程度である。
- 27) コトシーヒンは第7章で銃兵の連隊については「プリカーズ」(приказъ)の語をあてているが、ここでは伝統的な貴族・士族軍や新編成軍の連隊を意味するポルク(полкъ)の語を使い銃兵連隊(стрелецкие полки)としている。しかしここで連隊と訳している полки の語は、17世紀の記録では一般にモスクワ軍のさまざまなレベルの単位を示すのに用いられ、またコトシーヒン時代には旧軍に新編成軍を加えた新しい体制へと改編が進行しつつあったこともあって、軍の基本単位を示す用語の使いわけも、複雑な軍制の理解そのものもなかなかむずかしい。事実、コトシーヒンがロシアを去る直前の対ポーランド戦争(1654-1667年)の間にも、モスクワの軍制はかなりの変化をとげている。1654年に戦場に派遣されたモスクワ軍の基本編成は、個々の連隊の名称こそ少し違っているが伝統的な五連隊構成(君主の連隊、主力連隊、前衛連隊、後衛連隊、斥候連隊)をとり、各連隊(полки)は君主の連隊を除いて貴族身分の軍司令官に指揮されていた。ところが戦争が終わった1667年段階の軍編成は大きく改変されている。軍の基本単位は「ラズリヤード連隊」(разрядной полк)という名称になり、個々の「ラズリヤード連隊」を指揮したのは貴族身分の軍司令官だった(そのため個々のラズリヤード連隊は「貴族の連隊」(боярские полки)とも呼ばれる)。戦場に派遣される全軍は数個の「ラズリヤード連隊」から成り、そのうちの一つである主力連隊(большой полк)の軍司令官が全軍の総司令官とされた。個々の「ラズリヤード連隊」は同じく連隊(полки)の名で呼ばれる下位の単位に細分されていて、その下位の連隊の指揮官は軍司令官(воевода)と呼ばれているために、この連隊を「軍司令官の連隊」(воеводские полки)と呼ぶ。さらにこの「軍司令官の連隊」がさまざまな兵科の単位である百騎隊(сотни)、連隊(приказы)、部隊(полки)などから編成されているという構成をとっていた。要するに「ポルク」は「ラズリヤード連隊」「軍司令官の連隊」およびその下の単位と各レベルのすべての部隊を示す言葉として使われている。
- 28) ここに書かれている屯田兵のような歩兵は、歩兵を農地に定着させたとい

うのではなく、国境付近に住む農民を歩兵に編入して創設したものである。本文中の2つの地名はいずれもスウェーデン国境近くの農村名である。1649年にオロネツ郡のなかの9つの郷ボゴストに住む農民と、スタラヤ・ルサ郡に住むソメルスカヤ郷ヴォロスチの農民が一人につき1人（大世帯の農民戸では2人ないし3人）の割で歩兵として召集され、その結果オロネツ郡には約8,000人、スタラヤ・ルサには1,000人の歩兵軍が編成されている。本文中のオロネツとソムロの地名はこの2カ所から徴兵した農民歩兵をさしている。

- 29) 歩兵連隊は1630年代に創設された時代から知行地を持たない小士族のほか、カザークや自由民からも徴集されており、コトシーヒンの時代になって新たに自由民からの召集が始まったわけではない。
- 30) 1654年の誤り。
- 31) 竜騎兵も騎兵や歩兵とともにスモレンスク戦争中の1630年代に土地なしの貧窮化した小士族や士族から徴集して編成され、騎馬による機動性を備えた歩兵としての性格をもつヨーロッパのドラクーンを真似て創設された兵科である。竜騎兵の通常の武器は火縄銃と槍であるが、部隊は独自の大砲も備えている。しかし1638年以降、竜騎兵と歩兵は毎年春から8月末までの一定期間だけ季節的にクリミア汗国との国境防衛に配置され、そのあとは家に帰らせるという勤務形態が続くようになった。しかしこの季節的な国境配置の非効率性を改善するために、南部国境地方の農民を国有地農民に加えて竜騎兵として徴集して訓練を加え、一年を通じて国境近くに残る屯田兵的竜騎兵を成立させたのは1642年以後のことである。コトシーヒンがウクライナに永住する旧竜騎兵といっているのは、この時代以後の国境防衛部隊としての竜騎兵である。
- 32) ここに述べられているカザーク連隊とは、この当時まだ一定の政治的自立性を有する集団として存続していたドン・カザークやザポロージェ・カザークとは異なり、モスクワ政府の直接統制下におかれ、ちょうど銃兵隊によく似た形でロシア国内の諸都市（特に南部や東部国境の都市）やその郊外に定住地を与えられてモスクワ軍の一角に組み込まれ、主として都市の守備部隊として機能したカザークの部隊である。このカザーク連隊には定住している都市の名がつけられたから「都市カザーク」（городовые казаки）とか、あるいはドン・カザークのような「自由カザーク」（вольные казаки）と区別する意味で「勤務カザーク」（служилые казаки）と呼ばれた。
- 33) 1671年のラージンの乱までのドン・カザークはモスクワ政府と同盟関係あ

るいは臣従関係にある半ば独立した自治的軍事集団である。コトシーヒンは彼らも「都市カザーク」と同じようにツァーリからの給与が与えられるモスクワ軍の一部のように記述しているが、モスクワ政府がドン・カザークに定期的に与えた穀物、貨幣、軍事物資などは宗主国が保護国の軍事協力や同盟関係の代償に与える援助のような性格をもっていた。したがってこうした物資や貨幣はドン・カザークがモスクワ政府に忠実な協力関係を維持している限り定期的に送られたが、反対の場合には援助を打ち切って圧力をかける手段にもなったのである。

- 34) ポーランド人についてはポリャーキ (ПОЛЯКИ) とならべてリャヒ (ЛЯХИ) という古い民族名称とを二つ列挙しているが、コトシーヒンが両者を何らかの意味で区別していたのかどうかは不明。
- 35) モスクワ政府がドン・カザークを外国として扱っていたことを示す証拠は、政府内のドン・カザーク担当部局が当時の外務省に相当する使節官署だったことである。
- 36) ドン・カザークの生業は主に漁業、狩猟、養蜂、牛と馬の牧畜で、17世紀末まで農業の比重は小さかった。
- 37) 新編成軍の創設や銃兵数の増大や一般的な兵力の増大に伴って、17世紀におけるモスクワ国家の軍事費は、平時においても1630年代から1670年代までの間に275,000ルーブリから700,000ルーブリまで膨張し、各種兵員の維持費が大部分をなす軍事費が全国家予算の半分以上になっている。クリュチェフスキーはこのような事態を「ついに軍隊が国家財政を食い尽くした」と表現している。モスクワ国家は増大するこの軍事費の捻出のためにロシア国家の全担税民（農民と都市民）からの貨幣および穀物による軍事特別税（定期的な課税と臨時税）を課した。会議法典でも軍事に関する第7章の第1条で全国的な軍事課税を規定している。従来からのものに加えて17世紀に創設された軍事税で重要なものは、銃兵維持のために課された「銃兵穀物・貨幣税」や新編成軍への給与財源のための貨幣税（農民とボブィリのすべての世帯に25コペイカから1ルーブリずつを課税）である。都市の商工ポサード民には個々の世帯の「5分の1」「10分の1」といった収入の一定割合を課するという方式で徴集された。これらの軍事諸税は国家の軍事支出の約半分をまかない、当時のモスクワ国家の軍事態勢を支えたとされている。コトシーヒンがこの部分で述べているのは年々の通常税で、このほかに下に詳説されている臨時課税が存在した。

- 38) ここでは戦費のための臨時課税について述べている。
- 39) ここでは貨幣とならぶもう一つの重要な定期的軍事課税である穀物税が対象になっている。17世紀の兵員を養うのに政府は毎年約10,000,000プード(164,000トン)の穀物が必要だった。兵員の賄いに支出される穀物はさまざまな方法で入手されたが、主な収入源は銃兵維持の名目で課された銃兵穀物税(стрелецкий хлеб)と、新編成軍(歩兵と竜騎兵)の維持のために担税農民戸からライ麦と燕麦をそれぞれ1チェトヴェルクずつ徴集したチェトヴェルク穀物税(четверковый хлеб)だった。穀物計量単位の1チェトヴェルクは17世紀には1チェトヴェルチ(ライ麦8プード)の8分の1、つまり1プード(16.38キロ)である。全国から徴集されたこれらの軍事穀物税は国庫倉庫に集められたあと各地に配給された。
- 40) この部分にも再びポルクの語が登場するが、ここでのポルクは以前に出てきた騎兵連隊、歩兵連隊、銃兵連隊のようなレベルのものではなく、註(27)で述べたようにさまざまな機能を分担する下位の諸連隊(ポルク)を統合した最上位のいわゆるラズリャード連隊(разрядной полк)のことを指しており、したがってここでは先の連隊とは区別して単数のポルクに単に「軍」の訳をあてた。
- 41) 17世紀ロシアの大砲は基本的には都市や要塞を防衛するための要塞用大砲(小型と中型)と都市包囲用大砲(大型)と野戦用大砲(小型)の3種類にわかれたが、もっとも多かったのは小型および中型口径の要塞用大砲で、1678年には軍務官署が管轄する全国150の都市と附属都市に合計3,576台の防備用大砲があった。大型口径の都市包囲用の攻城砲と野戦で使う野戦砲も含めて、17世紀後半のモスクワ国家は4,000ないし5,000の大砲を備えていたとされる。コトシーヒンがこの部分で述べているのは主に野戦に出陣する各連隊が備えている野戦砲のことが中心だが、17世紀半ばから後半には歩兵や竜騎兵の新編成の各連隊もそれぞれ6門から12門ほどの野戦砲を備え、戦場に派遣された軍全体ではおよそ300-450門の大砲を備えるのが普通だった。また本文中には攻城砲、野戦砲とならんで榴弾砲(гранатные пушки)が出てくるが、これは17世紀における鑄鉄製法の発展に伴って炸裂式砲弾が普及したために使われた大砲で、モスクワ軍がこれを初めて使ったのはウクライナをめぐる対ポーランド戦争の最中で、炸裂砲弾はこの戦争のあと急速に広まっていった。
- 42) 伝統的な貴族・士族軍はもとより、17世紀に創設された新編成軍も基本的

- には戦時だけに編成される軍隊であって、16世紀に創設された銃兵を除けば17世紀のロシアにはまだ本来の意味の常備軍は存在しないことになる。
- 43) 会議法典は軍事勤務中に敵の捕虜になったあと帰還したホロープや奴隷は自由身分として解放し、またそれがポサード民の場合には公課（ТЯГЛО）の免除を与えることを規定している（第19章第33条、第20章第34条）。
- 44) 大商人に許されていた特権の一つに家の中での消費用に酒類を醸造したり蒸留したりする権利があったが、これは世襲的な貴族層や高位聖職者のほか大商人組合、ラシヤ商人組合の商人にも許されていた。そのほかの位階の人々にはビールや蜜酒の醸造は許されるがウォトカの蒸留は許可されていなかった。そのほかにも、大商人は軍隊に宿舎を提供する義務を免除され、自分が関係する裁判はすべてモスクワで受ける権利とツァーリによる裁判を求める権利をもち、ポサード民に課されるあらゆる税を免除され、ロシア商人一般には許可されない外国旅行が許され、商人では例外的に所領の取得の権利を有し、その社会的名誉の毀損は50ルーブリの多額な罰金で守られた。
- 45) 大商人組合とラシヤ商人組合は大商人に次ぐ資産規模の商人で、前者と後者の間にも差異があり、モスクワ政府から課せられる財務上の仕事の重要度にも違いがあった。国庫収入である各種の税は関税とか居酒屋税とかの種類ごとに、資産をもつ商人を主任宣誓人（верный голова）およびその補佐役である宣誓役人（целовальник）に任命してその部門の徴税を委任した。この二つの組合の商人はゴスチよりは資産規模が小さく、彼らが委託されたのは余り規模の大きくない地方都市の関税や居酒屋税の徴税を担当する主任宣誓人や宣誓役人だった。但しこの主任宣誓役人とか宣誓役人とは、大商人が徴税権を政府から年ごとに買い取る「請け負い」などとはまったく異なり、政府から課せられる無給の一方的な勤務にほかならなかったから、これを委託された商人には非常な負担となった。組合名（ソットニヤ）の意味する百の数字は名目的なものではあるが、組会の成員数は百前後を基準にしたものだったと思われ、1649年の記録では大商人組合が158名、ラシヤ商人組合が116名だったし、コトシーヒンが約200名といているのもそのことを示唆している。
- 46) モスクワ時代の一般商工住民の呼び方についてはモスクワと地方都市とは差があり、ポサード民（посадские люди）という呼称は地方都市についてのみ使われる。コトシーヒンもモスクワに関してはポサード民では

なく単に商人（горговые люди）の語で小商人や手工業者を含む国税を負担する都市の商工民全体を表現している。17世紀におけるモスクワの都市担税住民（черные люди）の全体は、チョールヌイエ・ソットニないしはチョールヌイエ・スロボドイと呼ばれる地域的・社会的な単位ないし団体に区分され、それぞれに独自の長（ソットニヤの長はソットニキとも呼んだ）を選出していた。チョールナヤ・ソットニヤの性格ははっきりしないが、モスクワ市内に今も残る通りの名であるミヤスニチナヤ、スレチェンスカヤといった名は同時にこうしたソットニヤの名でもあり、特定の通りに集住している特定の職種の商人や職人たちによる地域的でもあり職業的・社会的でもある集団だったと考えられる。ミヤスニチナヤ（肉屋）通りが同時にミヤスニチナヤ・ソットニヤを構成しているような例がそのことをよく示している。一方、最初は主としてモスクワの郊外部分に成立したチョールナヤ・スロボダは、モスクワ宮廷に必要な一定の生産物や仕事を提供して国税を免除されている同一職種の職人や商人の集住する集落で、モスクワ郊外には非常に数が多かった。これらのスロボダ名に由来する地名はモスクワ市内に今も多く残っているが、その名はスロボダに住んでいた職種名によるものが多い。例えば鍛冶屋のスロボダからクズネツィ（現クズネツキー・モスト）、庭師のスロボダからサドヴニキ（サドヴニキ通り）の地名が生まれている。しかし最初は存在したスロボダとソットニヤの上記のような差異は17世紀にはほとんどなくなり、二つの単位に住む商工住民の社会的性格はほとんど変わらなかったとされている。

- 47) モスクワ政府の記録によると、地方都市のポサード民はその資産や経済状態を基準に良民（лучшие люди）、中民（средные люди）、下民（молодые люди）の3つのカテゴリーに区分されている。3つのカテゴリーは負担すべき国税の点で明確に区分された集団をなしており、良民戸の負担は中民の2倍、中民は下民の2倍の負担になっている。普通、地方都市で税関、居酒屋などの徴税で主任宣誓者や宣誓役人になるのは良民か中民である。なお本文には地方都市にも徴税の請負を行う者がいることが指摘されているが、この徴税請け負いと主任宣誓者や宣誓役人による徴税とはまったく異なる徴税方法である。後者は無給の徴税役人で徴収した税額をそのまま国家に納入するだけであるが、前者は一定の税収入なり国家の独占企業なりも1年分の予定収入金額と一定の追加金（наддача）を政府に先払いをした者がその税源なり企業なりから出来るだけ多くの収入

をあげ差額を自分の取り分にするもので、多額の資金をもつ商人などでなければ出来なかった。

- 48) 刑事、民事を問わず訴訟事件では被告側に対する裁判権をもつ機関や裁判所で審理されるのが原則だった。但しゴスチと大商人組合の商人はすべての裁判で要求すればツァーリないしツァーリの任命する者の裁判を受ける権利があり、ラシャ商人組合の商人は民事訴訟ではボヤールかツァーリの任命者の裁判を受けたが、刑事裁判では土地の刑事裁判所の司法権のもとに置かれた。一方、モスクワの一般商工民はゼムスキイ官署の裁判権のもとに置かれ、地方都市のポサード民はもっぱら地方都市の総督あるいは郡判事の司法権に服した。
- 49) ツァーリの皇室御料地 (**дворцовые земли**) と同じくツァーリの管轄下にある国有地 (**черные земли**) とはともに直接ツァーリの支配下におかれている点では共通するものの、管理の形態や性格は大きく異なる二種類の土地カテゴリーである。前者の御料地とそこに住む御料地農民 (**дворцовые люди**) は貴族私有地と同じく皇室任命になる所領管理人に支配され、貢租納入を含む経営上の管理を受けているだけでなく民事に限られるがその司法権にも服していた (刑事事件は地方権力の裁判権下におかれた)。一方、国有地とそこに住む農民 (**черные люди**) には一定の共同体的な自治が残され、16世紀半ば以降モスクワ政府が盛んに発給した行政文書 (**земские уставные грамоты**) などに基づいた自主的管理が行われていた。国有地農民は郷を単位に自分たちが選んだゼムスキー・スタロスタ (**земский староста**) によって国税や諸負担の管理と分担を行い、同じくコトシーヒンもこの部分で言及している裁判官 (**земский судеики**) を自分たちのなかから選び、司法の一部を共同体的に担っていた。但しこの裁判官はコトシーヒンの言う10人ではなく、大部分が1-2人だった。
- 50) 貴族や修道院が所有する多くの私的所領の中にも、領主が任命した所領管理人のような配下の者とならんで農民の伝統的な共同体的権威である村長^{スタロスタ}も存在しているが、前者の支配機構に組み込まれ協力させられている姿が映し出されている。
- 51) 会議法典第21章72条。
- 52) 郡長 (**губной староста**) は16世紀半ば以降に作られた郡 (**губа**) を単位にした地方的な刑事司法を担当する選挙制の長で、同じく住民から選ばれた郡宣誓役人 (**губные целовльники**) を補佐されて郡全体の刑

事犯罪に対する警察、裁判、法執行の全体を担当した。この16世紀の郡（グバー）は17世紀の郡（ウエズド）にはほぼ一致している。

- 53) クルティツァ府主教は、もともとタタール支配時代に金帳汗国の首都サライに創設された主教座だったが、モスクワのタタールからの自立にともない15世紀にその座所がモスクワ郊外クルティツァにあった聖母就寝修道院に移された。それ以後この司教座はクルティツァの司教座と呼ばれたが正式には「サライおよびドン府主教」である。
- 54) コトシーヒンがこれを記した1666年時点のロシア大主教座はアストラハン、シベリア、プスコフ、スモレンスク、トヴェーリ、リャザン、ヴォログダ、スズダリの8司教座でヴァトカとポロツクは入っていない。